

令和2年3月16日

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

## 入札制度の一部改正について

佐世保市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務の入札制度について、下記のとおり一部改正することとしましたのでお知らせします。

記

### 1 最低制限価格（率）の改正【建設工事及び建設コンサルタント業務】

最低制限価格の算出方法を以下のとおり改正します。

#### (1) 改正内容

##### ● 建設工事

最低制限基本価格の算出方法（率）を以下のとおり改正します。

現 行	改 正 後
・ 建設工事 (解体工事及び建築関連の搬送設備工事を除く)  設計金額（税抜）× <b>90%</b>	・ 建設工事すべて  設計金額（税抜）× <b>92%</b>
・ 解体工事及び建築関連の搬送設備工事  設計金額（税抜）× <b>80%</b>	

建設工事の最低制限価格は、「最低制限基本価格（＝設計金額×92%）」に「ランダム係数（1.000～1.005）」を乗じたものとなります。（最低制限価格＝最低制限基本価格×ランダム係数）

##### ● 建設コンサルタント業務

最低制限価格の算出方法（率）を以下のとおり改正します。

現 行	改 正 後
予定価格（税抜）× <b>75%</b>	予定価格（税抜）× <b>80%</b>

建設コンサルタント業務の最低制限価格は、「予定価格（＝予定基本価格×ランダム係数（0.999～1.000）」に**80%**を乗じたものとなります。（最低制限価格＝予定価格×80%）

#### (2) 適用時期

令和2年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用

## 2 業者格付条件及び発注基準額の変更【建設工事】

土木工事のAランク格付条件（平均完成工事高）及び発注基準額を以下のとおり、令和2年4月及び令和3年4月に改正します。

土木工事Aランク	現 行	令和2年4月改正	令和3年4月改正
平均完成工事高	2,000万円以上	<b>5,000万円以上</b>	<b>1億5,000万円以上</b>
発注基準額	2,000万円以上	2,000万円以上	<b>2,500万円以上</b>

※令和2年度格付等級区分及び発注基準額については、後日ホームページに掲載する予定です。

## 3 制限付き一般競争入札における参加制限の緩和【建設工事】

### (1) 改正内容

制限付き一般競争入札において、落札者の入札への参加を制限する期間を「4ヶ月」から「2ヶ月」に緩和します。

※「制限付き一般競争入札における入札参加資格要件基準」第4(1)を改正します。

●改正前
<p>第4 要綱第3条第1項第11号に規定するその他の要件のうち、手持工事に関する要件として、一定期間内に同一業者が同一工種において複数案件を落札することがないように、次のとおり取り扱うものとする。ただし、特別の理由があると認められる工事については、この限りでない。</p> <p>(1) 公告日が属する月を含み<u>4ヶ月以内</u>に、制限付き一般競争入札により落札した者（共同企業体の構成員を含む。）は入札参加を制限する。</p>
●改正後
<p>第4 (略)</p> <p>(1) 公告日が属する月を含み<u>2ヶ月以内</u>に、制限付き一般競争入札により落札した者（共同企業体の構成員を含む。）は入札参加を制限する。</p>

### (2) 適用時期

令和2年4月1日以降に公告を行う案件から適用

改正前例：これまでは4月に落札した場合は、落札後7月までの公告に参加制限がかかりました。

4月	5月	6月	7月	8月
(落札)	<公告>	<公告>	<公告>	<公告>
← 参加制限 →				参加可能

改正後例：これからは4月に落札した場合は、落札後5月までの公告に参加制限がかかります。

4月	5月	6月	7月	8月
(落札)	<公告>	<公告>		
← 参加制限 →		参加可能		

#### 4 制限付き一般競争入札における参加資格（技術者要件）の見直し【建設工事】

##### (1) 改正内容

制限付き一般競争入札において、参加資格（配置技術者要件）の設定を以下のとおり見直します。

これまでは、発注金額が一定額以上となる案件については、参加資格として「監理技術者」の配置を要件としていましたが、今後は「建設業法の規定に基づく監理技術者又は主任技術者」を配置の要件とします。

※以下は、入札公告文における表現例

<b>●改正前</b>
〇〇工事に係る <u>監理技術者</u> を営業所専任技術者と別に工事現場に専任で配置できる者。なお、配置する技術者は、当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（制限付き一般競争入札参加資格申請書提出日を含め、3か月以上の雇用関係であること。）である者とする。
<b>●改正後</b>
<u>建設業法の規定に基づき監理技術者又は主任技術者</u> を工事現場に専任で配置できる者。なお、配置する技術者は、当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（制限付き一般競争入札参加資格申請書提出日を含め、3か月以上の雇用関係であること。）である者とする。

##### (2) 適用時期

令和2年4月1日以降に公告を行う案件から適用

#### 5 設計違算に関する事務取扱要領の制定【建設工事及び建設コンサルタント業務】

##### (1) 制定内容

佐世保市が発注する競争入札において、設計違算が生じた場合の取扱いを明確にするために、事務取扱要領を制定しました。

※要領はこちらからご確認いただけます↓

<https://www.city.sasebo.lg.jp/keiyakkanri/keiyak/kouji-youkou-nyusatu.html#youkou>

##### (2) 施行時期

令和2年4月1日

#### 6 建設コンサルタント業務の発注見通し情報の公表【建設コンサルタント業務】

建設コンサルタント業務においても、建設工事と同様に、以下のとおり発注見通し情報を公表します。

##### (1) 対象

当該年度に発注することが見込まれるもの

ただし、予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものは除きます。

##### (2) 公表時期

毎年4月1日、10月1日（予定）

##### (3) 公表内容

- ①業務名      ②業務場所      ③業務期間      ④業種      ⑤業務概要
- ⑥契約方法    ⑦発注時期      ⑧発注部局

## 《関係要綱等について》

上記の改正内容に係る関係要綱等については、3月末日までに市ホームページに掲載いたします。

●市ホームページ>事業者の方へ>入札情報>工事/建設コンサル>要綱及び入札契約制度等>入札・契約に関する要綱・基準等

<https://www.city.sasebo.lg.jp/keiyakkanri/keiyak/kouji-youkou-nyusatu.html>

以 上

契約課（工事担当）

TEL：0956-24-1111（内線 3202～3204）

FAX：0956-25-9624

E-mail：keiyak@city.sasebo.lg.jp